

人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針

～人生 100 年時代。デジタル技術をはじめ、あらゆる手法を活用し、
健康で文化的な満足度の高い会津での生活を実現するための
会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関による広域連携指針～

会津地域課題解決連携推進会議

<会津地域 13 市町村>

会津若松市
喜多方市
北塩原村
西会津町
磐梯町
猪苗代町
会津坂下町
湯川村
柳津町
三島町
金山町
昭和村
会津美里町

<福島県会津管内出先機関>

会津地方振興局
会津保健福祉事務所
会津農林事務所
会津若松建設事務所
喜多方建設事務所
会津教育事務所

令和 4 年 1 月

目次

	頁
はじめに	2
1 会津地域13市町村と福島県会津管内出先機関の使命	5
2 会津地域自治体広域連携の目的	6
3 会津地域自治体広域連携指針	7
(1) 行政DX	10
指針1	10
指針2	11
指針3	16
指針4	16
指針5	18
指針6	18
指針7	19
指針8	20
指針9	23
(2) 地域社会DX	24
指針10	24
指針11	26
指針12	26
指針13	27
指針14	28
指針15	28
指針16	29
指針17	29
指針18	30
4 会津地域自治体広域連携を推進する上での検討課題について	30
(1) 非対面のオンライン手続を推進することでの課題	31
(2) まちづくりの中での役所の位置づけの課題	31
(3) 「顔の見える行政」の推進への課題	31
(4) 自治体DXをめぐる法的課題等への検討	32
5 会津地域自治体広域連携の期間等について	32
(1) 対応期間	32
(2) 見直しについて	32
6 会津地域自治体広域連携の推進体制	33
7 国の自治体DX推進計画への対応について	33

はじめに

国においては、「デジタル社会の実現」を目標として、デジタル社会の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル関連5法と「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年5月12日に参議院で可決成立した。

これに先だって、令和2年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）が示され、同日「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「推進計画」という。）も示された。また、令和3年6月18日には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が示され、同年7月7日には「自治体DX推進手順書」が示されている。

この「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）」（以下「自治体DX」という。）とは何か。「重点計画」によると、「デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現である。こうしたデジタル改革が目指す究極の姿は『デジタルを意識しないデジタル社会』であり、徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保等、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等の事態に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組むことが求められる。特に、国及び地方公共団体においては、本計画に基づくデジタル化の取組を着実に実施することに加え、国民目線でサービス向上に資する取組をできるものから順次積極的に実践していくものとする」とある。このことは、まさに自治体において、自治体DXを進めていく上での考え方であり、進め方となる。

ここで、「自治体DX」の定義を整理したい。上記のとおり、重点計画では「デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現である」とある。この基本的考え方と我々自治体の「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という使命（地方自治法第1条の2）と合わせて考えれば、自治体DXとは、「住民サービスの向上を図るために、デジタル技術を活用して『県・市町村の再構築』を行い、地域経済の持続的かつ健全な発展と住民の幸福な生活の実現である」といえると思う。

ここでいう「県・市町村の再構築」とは、地方分権改革のときのいわゆる「平成の大合併」のような市町村合併を目指すことではない。むしろ急激な人口減少、少子高齢化が進む中で、現在の市町村の枠組みを維持しながら、デジタル技術等あらゆる手法を活用して住民サービスの充実を図るという挑戦である。

この「県・市町村の再構築」の具体的な方策が上記「自治体DX」であり、それを車の両輪として担う「行政DX」と「地域社会DX」の取組を進めることである。これらについては、本文で詳述するが、「行政DX」とは、デジタル技術等による県・市町村の内部の組織や業務などを再構築していくことであり、「地域社会DX」とは、デジタル技術等による住民の生活環境（教育、文化、健康福祉、消防・防災、生活交通、地域産業、インフラ

等)を再構築していくことである。

なぜ「県・市町村の再構築」が必要なのか。単純に言えば、急激な人口減少や少子高齢化を受けて、これまで築いてきた年金や医療、介護等の社会保障制度の仕組みや、高度経済成長を経て構築されてきた雇用関係、更にはそれに加えての情報社会や脱炭素社会に対する産業構造等の変化など、今後到来する「人生100年時代」というこれからの未来に向けて、現在の仕組みのままでは対応しきれず、新たな仕組みが必要となってきたためである。また、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故、平成23年7月新潟・福島豪雨災害、令和元年東日本台風などの福島県を襲った大規模災害をはじめ、毎年全国各地で多発する甚大な自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症への対応などの重大な危機に対する自治体の対応力の強化が求められている。さらに、これまで自治体は、町内会や学校、職場といった地縁関係を中心としたコミュニティと対話することにより施策を構築してきたが、近年、これに加えてSNS等で結びついた新たなネットワークによる複数のコミュニティ等との対話も求められるようになってきた。このように、私たち自治体を取り巻く環境や自治の対象が大きく変わってきたために、自治体自身を変革し再構築していくことが必要なのである。

これから進めようとする自治体DXは、人生100年時代に向けた通過点でしかない。自治体DXを成し遂げ、その先にある真の地方自治を確立したい。

そうした真の地方自治の確立に向けた私たちの狙いは、「議会における審議や様々な住民参加の方法によって、その合意形成を図って行く仕組みを構築し、住民一人一人が、生き甲斐をもって幸福に暮らせる地域社会、個々の住民が自分らしく生きることができる社会」を構築することにある。そのために、今回の自治体DXを利用するのである。自治の目標をしっかりと定め、あくまでもデジタルは手段であって、自治体DXは好機なのだという感覚で進めていかねばならない。

また、この自治体DXは主にデジタル技術を使うが、デジタルによらないDXでもかまわない。環境技術やアナログ技術でもいい。どうしてもデジタル技術を使わなければならないということではないのである。例えば、人口1,000人程度の町村では、DXを進めるに当たって、デジタル技術を使わないまでも、業務の見直しだけで済む場合もある。

改革を成し遂げるには、規模の大小にかかわらず、改革に向かう者が同じ方向に向かって進む必要がある。会津地域は、神奈川県より大きい広大な面積に、13の市町村が立地するが、会津地域内の総人口は約23万人で、中核市よりも人口が少ない。数字だけを見れば、大変厳しい状況と思われるであろう。しかし、私たち会津地域の市町村と県は、こうした厳しい環境の中にあっても、広域連携により変革を推し進めようとしている。そして、何よりも会津地域の魅力は、健康で長生きしている方々が多いところである。健康長寿は、多くの人の願いである。会津地域の豊かな自然、歴史と文化に育まれた四季折々の生活を人情あふれる人々とともに過ごすことができるのが会津地域である。高齢化は決して悪いことではない。今、求められることは、人生100年時代を自分らしく豊かに幸せに生きるために、どのように地域の仕組みを構築し、持続可能な地域社会を築いていくかということである。

デジタル技術、環境技術等あらゆる手法を用いて自治体DXを進め、会津地域の住民の皆さんが、人権を保障され、人生100年時代を健康で文化的な満足度の高い生活をこの会

津地域で実現し、地域経済が持続的に発展できるよう、真の地方自治の確立を目指して挑戦していくものである。

そのために、会津地域 13 市町村と福島県会津地方振興局をはじめとする福島県の会津管内出先機関が、一丸となって連携協力し、「人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針」をここに定める。

なお、本指針は、会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関の自治体職員が、同じ目的をもって、ともに改革を実行していくための基本的な考え方や視点について、具体的にまとめたものである。

よって、改革を実行するための個々の施策については、各自治体の計画に委ねることとし、会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関の合議体である「会津地域課題解決連携推進会議」（座長：福島県会津地方振興局長）において情報を共有し、新たな課題や問題について連携して取組を進めながら、改革を推進していくものとする。

令和 4 年 1 月 2 1 日

会津地域課題解決連携推進会議

<会津地域 13 市町村>

会津若松市長	室井 照平
喜多方市長	遠藤 忠一
北塩原村長	遠藤 和夫
西会津町長	薄 友喜
磐梯町長	佐藤 淳一
猪苗代町長	前後 公
会津坂下町長	古川 庄平
湯川村長	三澤 豊隆
柳津町長	小林 功
三島町長	矢澤 源成
金山町長	押部源二郎
昭和村長	舟木 幸一
会津美里町長	杉山 純一

<福島県>

会津地方振興局長	高野 武彦 (座長)
会津保健福祉事務所長	小谷 尚克
会津農林事務所長	金澤 安博
会津若松建設事務所長	山田 毅
喜多方建設事務所長	藤由 英樹
会津教育事務所長	横山 修

1 会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関の使命

会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関は、憲法で規定する地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することを使命とします。

◆ 憲法第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

◆ 地方自治法第 1 条の 2 第 1 項

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

◆ 地方自治法第 1 条の 2 第 2 項

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

上記地方自治法第 1 条の 2 の規定は、平成 12 年の地方分権改革によって、地方自治法が改正され盛り込まれた規定です。

特に自治体職員が意識しなければならないのは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ということです。また、第 2 項は国を主語として国の責務を規定していますが、この趣旨を地方公共団体を主語にして考えると、第 1 項の趣旨を達成するために、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだね」られるため、国と「地方公共団体との間で適切に役割を分担する」中で、地方公共団体の「制度の策定及び施策の実施」に当たっては、「地方公共団体の自主性及び自立性を十分に発揮」して行わなければならないということになります。

このように、地方自治法第 1 条の 2 は、私たち自治体職員の使命であり、基本的な考え方なのです。ゆえに、自治体DXを推し進めるに当たり、私たち会津地域の自治体職員は、これらの規定を根拠に全体の奉仕者として、その責務を果たしてまいります。

2 会津地域自治体広域連携の目的

会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関は、会津地域の全ての住民の皆さんが、人権を保障され、人生 100 年時代を健康で文化的な満足度の高い生活を会津の地域で実現し、地域経済が持続的に発展できるよう、デジタル技術をはじめ、アナログ的な手法も含め、幸福を実現するあらゆる手法を積極的に活用し、事務事業の効率化や標準化、地域の課題解決等を広域連携で進めながら、住民サービスの充実と地域経済の活性化を図ってまいります。

- 改革を成し遂げるためには、目的の共有が大事です。私たちは、前述の 1 に掲げた使命に基づき、この目的を共有し、次に掲げる指針に基づいて自治体DXを推進してまいります。
- 急激な人口減少、少子高齢化という厳しい状況にありますが、自治体DXの推進によって、人生 100 年時代に向けて行政サービスを充実していくための改革を進めます。

◆ 「人権を保障され、人生 100 年時代を健康で文化的な満足度の高い生活を会津の地域で実現し、地域経済が持続的に発展できるよう」について

→ 国の基本方針では、デジタル社会について、①国民の幸福な生活の実現、②誰一人取り残さないデジタル社会の実現、③国際協力の強化、持続的かつ健全な経済発展の実現の 3 つをあげています。上記表現はこれを自治体の立場から言い換えたものです。

なお、国がいう「誰一人取り残さない」とは、住民の目線にたつと何から取り残されないのかわかりにくいです。国では、この意味は、「誰もが参加でき、個々の能力を創造的・最大限に発揮できる、包摂性・多様性あるデジタル社会の形成」と説明しますが、説明を聞いても一般の方々にはわかりにくいと思われまます。また、誰でも参加できることが前提であっても、参加できない方が出てくることも、地域の自治を担う自治体としては想定していかなければなりません。さらに、現在「取り残されている」と感じている人にとって、「本当に自分が対象になるのか」と疑心暗鬼になることも懸念されます。

したがって、この「誰一人取り残さない」という文脈は、憲法で保障する人権のことであると考えられるので、憲法に基づいて人権を保障すると明確に言う方が、全ての人にわかりやすく、安心感を与えると考え、より適切な表現と判断しました。

◆ 「デジタル技術をはじめ、アナログ的な手法も含め、幸福を実現するあらゆる手法を積極的に活用」について

→ デジタル社会の実現に向けて、積極的にデジタル技術を活用してまいります。

一方で、私たちの進める改革は、人生 100 年時代を幸せに生きるための改革です。デジタル技術は単純作業を大量に処理することが可能です。目的を実現するためにデジタル技術が最適であれば、デジタル技術を使い、例えば、人口 1,000 人程度の町村において、デジタル技術を使わないまでも、業務の見直しをするだけで済む場合には、無理にデジタル技術を使う必要はありません。また、規制の緩和や県や関係団体との連携等で解決する場合があります。

このように幸福実現のために、デジタルもアナログも含めて、最も適切な手法で対応してまいります。

3 会津地域自治体広域連携指針

(1) 自治体DXは、「行政DX」と「地域社会DX」が車の両輪

自治体DXは、市役所や町村役場などの自治体内部での行政事務におけるDX（以下「行政DX」という。）と、健康福祉、教育、消防・防災、観光、農業などの地域社会におけるDX（スマートシティを含む。以下「地域社会DX」という。）を車の両輪として進めていくものです。行政DXを進め、業務の効率化を推進し、オープンにして活用できるデータを整理します。そして、安全なセキュリティ対策が施された仕組みの中で、データを活用し、住民に寄り添ったきめ細かな住民サービスを提供できるよう、サービスの充実を図ってまいります。

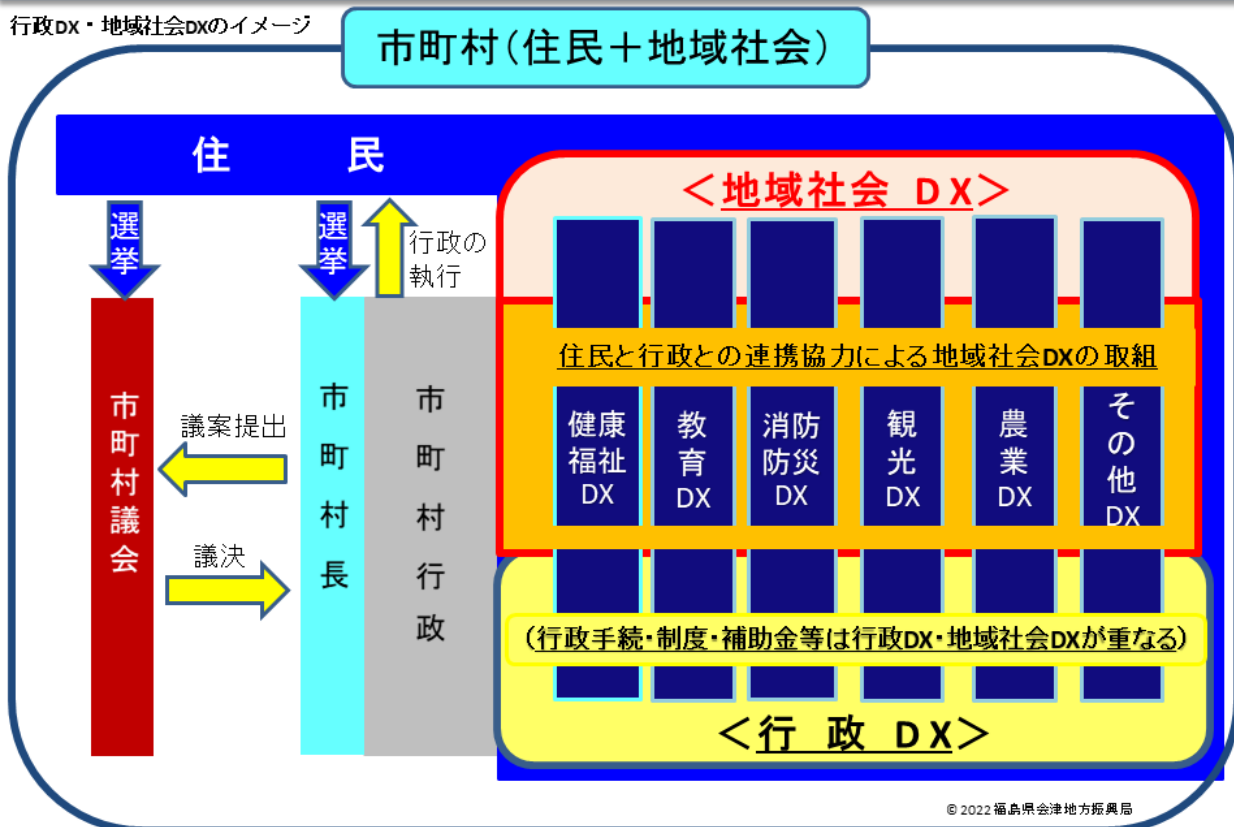
行政DXによる業務効率化によって生み出された時間や人員を活用することで、住民サービスを充実し、地域社会DXと合わせて自治体行政を最適化し、住民の皆さんに対して丁寧かつきめ細かに対応していきます。また、これによって新たな格差が生じないように住民の皆さんと対話を重ねながら取り組んでまいります。

これが会津地域で取り組む自治体DXを進めていく姿であり、各自治体単独で進める自治体DXの場合も広域連携の場合も同様です。



人生100年時代 会津地域自治体広域連携指針

行政DX・地域社会DXのイメージ



- ※ 行政DX = 上記黄色の部分であり、各地域社会DX（紺）の中の行政手続、制度、補助金等を含む。
 地域社会DX = 赤線で囲まれた部分（ピンク+オレンジ+紺）
 + 黄色の部分の各地域社会DX（紺）の中の行政手続、制度、補助金等を含む。
 市町村行政の範囲（グレー）
 = 行政DX + 地域社会DX（赤枠） + （ピンクの部分は情報共有し、地域の実情に応じて連携協力）

(2) 会津地域自治体広域連携推進体制：「会津地域課題解決連携推進会議」 － 会津地域 13 市町村と県出先機関は相互にイコールパートナー

「人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針」を推進するに当たっては、「会津地域課題解決連携推進会議（座長：会津地方振興局長）」での重点プロジェクトに位置づけ、連携推進会議の下部組織である幹事会及び「会津地域DX推進検討会」並びに各市町村・県出先機関内部での個別具体の検討・調整を行いながら、進行管理を行い実効性を確保してまいります。

なお、会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関は、構成員相互にイコールパートナーとして連携協力するとともに、本指針に基づいた計画を策定し、人生 100 年時代に対応した地域づくりを進めてまいります。

(3) 行政DXと地域社会DXを指針に基づき実行する際の基本的考え方

次頁以降に示すように、「行政DX」として9つの指針、「地域社会DX」としても9つの指針、合計18指針として整理します。

この指針の実行に当たっての**基本的考え方**として次の3点を示します。

第1：「住民視点がなければ、真の付加価値は生まれない」という考え方にたって、まず住民や地域が求めるサービスは何かを考える。

第2：既存概念にとらわれなくて現状をとらえ直す。

第3：何を目指すのか、当事者意識を持って自ら考え行動する。

例えば、事務の効率化を図るためには、改めて業務作業を見直す必要があります。無駄がないかどうかを確認するのは当然ですが、住民の視点に立って、今までの規定に示されたやり方で本当にいいのかという視点で抜本的に見直すことにより現状と課題が見えてきます。

私たちはこれまで、法令に基づいて正しく処理することを誠実に行ってきました。しかし、改革の時は、本当にこれまでが正しかったのか、正しいことは何かを抜本的に考え直し、「住民視点で実行する」ようにしていかなければなりません。

人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針

1 会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関の使命 会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関は、憲法で規定する地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することを使命とします。	
2 会津地域自治体広域連携の目的 会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関は、会津地域の全ての住民の皆さんが、人権を保障され、人生 100 年時代を健康で文化的な満足度の高い生活を会津の地域で実現し、地域経済が持続的に発展できるよう、デジタル技術をはじめ、アナログ的な手法も含め、幸福を実現するあらゆる手法を積極的に活用し、事務事業の効率化や標準化、地域の課題解決等を広域連携で進めながら、住民サービスの充実と地域経済の活性化を図ってまいります。	
3 会津地域自治体広域連携指針 指針実行にあたっての基本的考え方：住民視点で実行する	
(1) 「住民視点がなければ、真の付加価値は生まれない」という考え方にたって、まず住民や地域が求めるサービスは何かを考える。 (2) 既存概念にとらわれないで現状をとらえ直す。 (3) 何をを目指すのか、当事者意識をもって自ら考え行動する。	
【行政DX】	【地域社会DX】
【指針1】業務効率化と住民サービスの充実 業務の効率化と住民サービスの充実はセットで行います。そのため、常に志を高くもって、住民の視点で行政を行ってまいります。	【指針10】安全で安心な生活を支える仕組みづくり デジタル技術をはじめ、あらゆる手法を活用し、教育、健康福祉、自然災害、消防・防災、生活交通等、安全で安心な生活を支える分野において、住民の皆さんが健康でいきいきと自分らしく家族や大切な人とともに暮らしていけるよう進めてまいります。
【指針2】広域での業務の標準化・効率化 会津地域 13 市町村が共同で業務効率化に取り組み、「広域での業務の標準化・共通化」を実施し、住民サービスの充実を図ります。	【指針11】持続可能な社会の形成 デジタル技術や環境技術など、あらゆる手法を活用し、地球温暖化への対応やSDGsへの取組、エネルギー等の分野において、社会、環境、経済が循環する持続可能な社会の形成に向けて取組を進めてまいります。
【指針3】災害等危機への対応 自然災害や感染症等、地域の危機に迅速・的確に対応し、地域住民の生命と財産を守ってまいります。	【指針12】産学官連携による新技術等の創出 デジタル技術や環境技術等を実装できる環境を用意し、企業や大学・研究機関等の積極的な進出を促し、産学官連携による新しい技術等の創出への挑戦を支援し、地域の活力を高めてまいります。
【指針4】情報・データの有効活用と個人情報の管理 住民の皆さんから得た様々な情報をデータとして有効に活用しながら、住民サービスの充実を図ってまいります。また、十分な情報セキュリティ対策を講じるとともに、個人情報を適切に管理してまいります。	【指針13】地域産業の活性化 会津地域を支える農業や伝統産業をはじめ、建設業、製造業、観光業等、地域の産業において、デジタル技術や環境技術等を積極的に活用した異業種交流や学術研究機関等との連携協力による新技術等の創出への挑戦を支援し、地域の活力を高めてまいります。
【指針5】広報広聴の強化と説明責任 住民の皆さんにわかりやすく、情報を的確に伝えてまいります。また、住民の皆さんの声を良く聴き、説明責任を果たしながら、政策を決定してまいります。	【指針14】交流人口・関係人口の拡大 地域の歴史文化など地域の宝を磨き、将来に向けて利活用を進めるとともに、各産業が連携して文化観光施策を展開し、交流人口・関係人口の増加に取り組んでまいります。
【指針6】新しい課題への対応 時代や状況の変化に応じて、新しい課題が生まれることがあります。それらに迅速かつ弾力的に対応するとともに、状況に応じた柔軟な対応をしております。	【指針15】文化芸術の振興、多様な働き方、新たな地域活性化 デジタル技術等を活用した文化芸術の振興や多様な働き方・生き方が可能となる社会づくりを進めるとともに、新たな地域活性化への取組を推進します。
【指針7】新たな住民参加の場の確保と仕組みづくり SNSやリモート会議の普及等により、新たな住民参加の場を整備する必要があります。また、SNSによる新たなコミュニティの形成や会津地域に関わる様々な方々が、会津地域の行政に参加できるよう、住民参加の機会の確保やその仕組みづくりを進めてまいります。	【指針16】情報インフラの整備 情報インフラは、人生 100 年時代を幸せに生きるためのライフラインとして整備促進を図ってまいります。
【指針8】職員の働き方改革 職員が、住民の皆さんに積極的にサービスを提供することに生きがいを持ち、わくわくして働き、目の前の課題に果敢にチャレンジしていけるよう、職員の働き方改革を進めてまいります。	【指針17】デジタル人材の育成 人生 100 年時代を自分らしく豊かに幸せを実感しながら暮らしていけるよう、サポートするデジタル人材を育ててまいります。
【指針9】デジタル格差の是正 行政DXを推進するに当たり、デジタル技術を活用できる住民とそうでない住民がいることから、デジタル技術をうまく活用することができない住民であっても受ける行政サービスに格差が生じないように対応します。また、行政DXの推進により、新たな地域格差が生じないように取り組んでまいります。	【指針18】多様性の尊重 障がいのある方や外国人住民の皆さんをはじめ、多様性を尊重し、誰もが、不自由なく楽しく過ごせるよう、一人一人の人権を大切にするとともに、様々な支援を必要とする人への環境整備を図ります。

(1) 行政DX

【指針1】業務効率化と住民サービスの充実

業務の効率化と住民サービスの充実はセットで行います。そのため、常に志を高くもって、住民の視点で行政を行ってまいります。

- いつでも、どこでも、住民の皆さんが行政手続をすることができ、必要な時には、行政の担当者にお問い合わせをして解決することが可能となります。
 - また、オンライン会議によって、場所や時間の垣根を低くすることで、行政と住民の皆さんとの対話が増え、住民サービスの更なる充実が期待できます。
 - 丁寧で質の高い行政サービスを提供するとともに、更なるサービスの充実を目指してまいります。
 - 人生100年時代を生きる住民の皆さんに寄り添い、住民の皆さんが満足できる身近な行政サービスを展開してまいります。
 - 業務効率化と住民サービスの充実には、マイナンバーカードが欠かせません。ただし、その導入に当たっては様々な課題が生じているのも現実です。そうした課題の解決について、国や県、関係機関と連携し、住民サービスの充実が図られるよう努めながら、マイナンバーカード取得率100%を目指してまいります。
 - 人生100年時代をどのように生きていける社会にしたいのかを住民の皆さんと共有しながら、そこからデジタル技術等あらゆる手法を活用して、様々な施策を考えて取り組んでまいります。
- ◆ 行政DXで進める効率化は、その結果として、住民サービスの何が新たにできるのか、または住民サービスの何が充実するのかという住民サービスの質を高めていくことが目標です。単に、業務の効率化が図られ、職員の仕事が楽になったという職員満足だけが成果であってはなりません。
 - ◆ 業務の管理者は、業務改善の案が部下職員から上がってきた場合には、この改革によって、どんな住民サービスが新たに図られるようになるのか、または充実するのかを確認することが大事であり、仮にそうでない場合には適切に指導すべきです。
 - ◆ こうした住民の視点に立った行政を遂行していくためには、行政の使命や目的をしっかりと持って、地域課題を解決するという志を常に高く持ち、住民目線で対応していかなければなりません。
 - ◆ 一方、マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認及び電子署名を行うことができます。ゆえに、今後のデジタル社会の基盤になるものです。国としては、2022年度末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標としています。自治体DXの実現を確実なものとするために、会津地域13市町村が連携して普及促進に努めるとともに、マイナンバーカードの利便性を高める方策を講じてまいります。

【指針2】広域での業務の標準化・効率化

会津地域 13 市町村が共同で業務効率化に取り組み、「広域での業務の標準化・共通化」を実施し、住民サービスの充実を図ります。

<現状>

- 神奈川県より広い面積に、福島市より少ない人口の会津地域。高齢化率も高い。しかし、歴史や文化、豊かな自然に生まれ、米をはじめ美味しさあふれる農産物、酒や漆器、陶磁器、木工品などの伝統産業から先進的な製造業やIT産業まで、地域資源に恵まれた魅力あふれる地域です。
- 人口減少、少子高齢化が急激に進んでいますが、逆に豊かな地域資源に囲まれて健康で長生きできる豊かな地域であるという魅力があります。
- 住民千人あたりの自治体職員数も多い地域ですが、これは、高齢化の進展に伴い、対面によるきめ細かな行政サービスが必要であることの表れでもあります。
- 高齢化率が非常に高く、県内上位 10 位以内に管内の 5 町村が入っています。一方で、会津若松市は県内 50 位と高齢化率が県内でも低いグループに属します。このことから親世代が周辺市町村に住み、子の世代が会津若松市に住んでいる状況もうかがえます。
- こうした状況は、自治体職員において、勤務地以外の自治体に住んでいる職員が多いことからうかがえます。一方、日常的に2つの自治体にまたがって生活しているということは、勤務地自治体以外に、居住自治体の状況も実感できる状況にあります。そのため、そうした感覚を勤務地自治体の行政施策に反映できるという利点があります。このことは、日頃から生活者感覚での連携協力も可能となるということであり、会津地域の強みともいえ、「会津は一つ」を念頭にした広域連携が可能となります。

<広域で標準化・共通化を図れる事務は、共同で行うことも検討>

- はじめに、広域での標準化・共通化を図る場合に、2頁の「はじめに」でも言及したように**市町村合併を前提にするものではない**ことを自治体間で共有したいと思います。また、自治体DXの目的が、住民サービスの充実にあることから、**職員の削減を前提にするものでもありません**。
- この前提に立ち、前述の現状を踏まえると、広域で標準化・共通化を図るべき事務は、共同で行うことで効率化を進め、住民サービスを更に高めることも必要といえます。また、業務の標準化・共通化を進める中で、13市町村の職員が相互に他の市町村の業務の進め方を学ぶために、市町村間で人事交流を行うことも必要となってきます。
- ここで、市町村間で共同事務を進めるに当たり、各市町村職員の働きやすさの観点に立てば、各市町村職員間の労働条件が同じであると更なる連携協力体制が強化されることや、保健師などの技術職の採用における柔軟な対応が期待されるなどの効果も考えられるため、会津地域の市町村職員の労働条件の統一などの検討もあって良いと考えられます。なお、これら労働条件については自治事務であることや、法的な検討や各種調整等も必要であることなどから、そうした面も含めて議論を進めながら、丁寧に対応し合意形成を図っていくことが求められます。

- また、業務の標準化・共通化により、どの自治体であっても同じシステムで業務を行うことになると、人材の交流も活発に行うことが可能となり、業務のレベルアップが期待できます。
- これらのことは、例えば、将来、税の事務は会津全域をまとめてA市で行い、給与支払等の事務はB町でまとめて行うということなどの検討も考えられるということです。
また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、現時点で標準化が求められている 17 業務や、法定受託事務、補助金業務などで、地域の実情を反映する余地が少ない事務については、会津地域 13 市町村共同の事務処理も検討の余地があるといえます。
- 一方、住民に身近な教育、健康福祉、消防・防災等の事務、いわゆる自治事務については、各市町村の固有の事務であるので、各自治体で行うことを基本とすべきです。
その中で、鳥獣対策、空き家対策などについて、エリアごとに幹事自治体を決めて行う方が効率的で住民サービスが図れる場合などは、エリア内複数自治体による共同事務処理も考えて良いと思います。さらに、観光や伝統工芸等は、自治体に加え民間の活力もいかして連携して取り組むなどの方策も考えられます。

＜「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」への対応＞

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、現時点で標準化が求められているものは、①児童手当、②住民基本台帳、③選挙人名簿管理、④固定資産税、⑤個人住民税、⑥法人住民税、⑦軽自動車税、⑧就学、⑨国民健康保険、⑩国民年金、⑪障害者福祉、⑫後期高齢者医療、⑬介護保険、⑭生活保護、⑮健康管理、⑯児童扶養手当、⑰子ども・子育て支援の 17 業務です。
- まず、これらの業務から標準化が進められますが、これらの事務と一体的に処理することが効率的とされる事務がある場合には、必要な最小限度の追加等が認められています。これは、国の説明では例外中の例外のように受け止められますが、広域的な対応をする観点から、しっかりと 13 市町村の事務事業について相互に見直しを図り、対応していく必要があります。
- その一方で、自治事務について市町村が主体的に判断できないことは、自治権を侵害することになるため、このように標準化を図る事務は、法定受託事務や補助金業務から対応していくことが望ましいと考えます。
- また、自治事務は各自治体独自の地域課題に対して解決を図る固有の事務であり、本来は当該自治体において処理する事務です。このことから、広域連携は「課題を効率的、効果的に解決するための手段であって目的ではない」ことに留意する必要があります。

＜広域での事務処理について＞

- 広域連携で事務を行う場合には、これまでも「一部事務組合」などの組合や共通の目的に対応する協議会、広域での委託など様々な手法があります。自治体DXにおける広域連携でも、そうした手法について併せて進めていく必要があります。
- 仮に、こうした従来の連携の仕組みが障壁となる場合には、国に「特区」を申請して

対応していくなどの取組も必要となってきます。

◆ 会津地域 13 市町村の人口等の状況（表 1）

- 会津地域の人口総計は 239,190 人で、会津若松市が約半数の 118,322 人を占める。
- 職員数は、会津地域全体で 2,624 人で、会津若松市が 966 人と一番多く約 44%を占める。また、千人当たりの職員数を見ると、昭和村が 40.2 人、金山町が 37.5 人、三島町が 28.8 人、柳津町が 25.2 人と奥会津地域が多い。一方で会津若松市は 8.2 人と他地域に比べ少ない。
- 高齢化率を見ると、金山町が県下 1 位の 60.11%、昭和村が県下 2 位の 55.63%、三島町が県下 3 位の 52.66%、西会津町が県下 5 位の 46%、柳津町が県下 6 位の 43.8%と県内でも非常に高い高齢化率を示している。一方で、会津若松市は県下 50 位の 28.92%と非常に低い値となっている。
- 一人当たりの分配所得を見ると、磐梯町が県下 2 位と高い分配所得であるが、会津美里町 50 位、柳津町 51 位、昭和村 52 位と低い値を示している。
- 財政力指数は、一番高い会津若松市でも 0.62 で、その他は 0.1~0.39 と非常に低い指数値を示している。
- 会津地域の総面積は、3,078.78 km²で、神奈川県面積 2,416 km²よりも広い。しかし、人口は福島市の 277,133 人よりも少ない。福島市と比較すると、会津地域の総人口は福島市より少ないが、自治体の職員数の合計、千人当たりの職員数ともに多い状況にある。高齢化率で見ると、会津若松市は福島市より低い。

◆ 会津地域の人口推計（表 2）

- 会津地域の人口推計をみると、いずれの市町村も 2040 年には現在よりかなり少なくなると予測しており、総計で 2020 年より約 5 万人少ない 179,610 人と予測されている。なお、磐梯町の値は、希望値である。
- 会津管内で一番人口の多い会津若松市も 95,000 人と 10 万人を切る予測であり、喜多方市も 3 万人台まで減少する。

◆ 市町村職員の居住地調べ（表 3）

- 会津地域の各市町村職員の居住地をみると、勤務自治体外に居住している割合 50%以上が 3 町村、30%~50%未満が 2 町、20%~30%未満が 3 町、残る 5 市町村は 10%台となっている。

◆ 会津地域各市町村の歳入・歳出の状況（表 4）

- 会津地域の歳入状況を見ると、会津若松市は地方税が 30.3%、地方交付税が 20.4%で、地方税の割合が高い。しかし、その他の市町村では地方交付税の割合が非常に高く、昭和村では 62.9%、7 町村で 40%台、4 市町で 38%以上と地方交付税に依存している。地方税は、猪苗代町と会津坂下町がかろうじて 20%を超えるものの、その他は 10%台で、一桁台も 4 町村あり、会津地域各市町村とも自主財源が乏しい現状にある。
- 歳出の状況を見ると、人件費の割合は全市町村で 15%前後であり、物件費も同様である。ただし、扶助費については、会津若松市が 26.8%と高いが、喜多方市が 16.4%、会津美里町が 10%と続くが、その他は一桁台である。

表1 会津地域13市町村人口等調べ

区分	人口(人) (R2.1.1 住基)	うち 15歳未満	うち 65歳以上 高齢者	世帯数 (R2.1.1 住基)	職員数 (R2)	うち 行政職	人口千人 当たりの 職員数	面積 km ²	人口 密度 (人/km ²)	高齢化率 (住基 ベース)	道路延長 (m)	一人当り 分配所得 (t29)	財政力 指数 (R1)
1 会津若松市	118,322	15,436	34,214	51,864	966	672	8.2	382.97	309	28.92% 県下50位	1,407,051	2,745千円 県下21位	0.62
2 喜多方市	47,354	5,282	16,639	18,686	514	369	10.9	554.63	85	35.14% 県下28位	1,036,997	2,376千円 県下42位	0.37
3 北塩原村	2,722	281	978	1,100	64	50	23.5	234.08	12	35.93% 県下22位	94,442	2,553千円 県下28位	0.25
4 西会津町	6,155	481	2,831	2,628	126	96	20.5	298.18	21	46.00% 県下5位	409,818	2,228千円 県下49位	0.21
5 磐梯町	3,443	438	1,213	1,193	77	51	22.4	59.77	58	35.23% 県下25位	88,062	3,379千円 県下2位	0.3
6 猪苗代町	13,951	1,467	5,253	5,314	172	105	12.3	394.85	35	37.65% 県下15位	232,483	2,435千円 県下34位	0.39
7 会津坂下町	15,768	1,667	5,552	5,940	165	112	10.5	91.59	172	35.21% 県下26位	354,850	2,507千円 県下31位	0.38
8 湯川村	3,194	417	1,076	1,011	73	46	22.9	16.37	195	33.69% 県下34位	100,651	2,664千円 県下26位	0.25
9 柳津町	3,297	311	1,444	1,269	83	60	25.2	175.82	19	43.80% 県下6位	303,785	2,107千円 県下51位	0.19
10 三島町	1,595	100	840	757	46	37	28.8	90.81	18	52.66% 県下3位	51,326	2,412千円 県下38位	0.15
11 金山町	1,998	86	1,201	1,049	75	58	37.5	293.92	7	60.11% 県下1位	141,359	2,458千円 県下33位	0.24
12 昭和村	1,244	68	692	661	50	40	40.2	209.46	6	55.63% 県下2位	132,502	1,636千円 県下52位	0.1
13 会津美里町	20,147	2,074	7,594	7,316	213	151	10.6	276.33	73	37.69% 県下14位	366,623	2,198千円 県下50位	0.28
町村計	73,514	7,390	28,674	28,238	1,144	806	15.6	2,141.18	34		2,275,901		
計(若松除く)	120,868	12,672	45,313	46,924	1,658	1,175	13.7	2,695.81	45		3,312,898		
会津地域計	239,190	28,108	79,527	98,788	2,624	1,847	11.0	3,078.78	78		4,719,949		
福島市	277,133	32,017	82,105	123,163	2,185	1,192	7.9	767.72	361	29.63% 県下49位	2,958,491	3,045千円 県下13位	0.78

出典：「福島県市町村要覧2021」

表2 会津地域の人口推計

	2015年	2020年	2040年
会津若松市	124,062	118,322	95,000
喜多方市	49,377	47,354	33,736
北塩原村	2,831	2,722	1,939
西会津町	6,582	6,155	3,473
磐梯町	3,579	3,443	3,500
猪苗代町	14,709	13,951	9,935
会津坂下町	16,303	15,768	11,157
湯川村	3,207	3,194	2,378
柳津町	3,535	3,297	2,201
三島町	1,668	1,595	870
金山町	2,189	1,998	984
昭和村	1,322	1,244	650
会津美里町	20,913	20,147	13,787
会津地域計	250,277	239,190	179,610

表3 各市町村の居住地調べ (R3.8.24現在)

	職員数	うち市町村内		うち市町村外	
会津若松市	910	744	81.8%	166	18.2%
喜多方市	543	466	85.8%	77	14.2%
北塩原村	63	29	46.0%	34	54.0%
西会津町	127	97	76.4%	30	23.6%
磐梯町	76	40	52.6%	36	47.4%
猪苗代町	173	153	88.4%	20	11.6%
会津坂下町	165	120	72.7%	45	27.3%
湯川村	64	32	50.0%	32	50.0%
柳津町	83	40	48.2%	43	51.8%
三島町	46	34	73.9%	12	26.1%
金山町	68	55	80.9%	13	19.1%
昭和村	50	44	88.0%	6	12.0%
会津美里町	209	142	67.9%	67	32.1%
会津地域計	2,577	1,996	77.5%	581	22.5%

表4 会津地域各市町村の歳入歳出調べ

区分	R1歳入 (千円)	地方税	地方交付税	R1歳出 (千円)	人件費	物件費	補助費等	扶助費	公債費		普通建設事業費	その他								
									公債費	普通建設事業費										
1 会津若松市	50,733,703	15,387,441	30.3	10,358,629	20.4	49,033,758	7,713,562	15.7	5,917,967	12.1	5,213,871	10.6	13,116,978	26.8	4,246,686	8.7	4,826,421	9.8	7,998,273	16.3
2 喜多方市	25,381,907	4,856,102	19.1	9,881,396	38.9	24,926,200	4,220,071	16.9	4,070,098	16.3	3,191,689	12.8	4,095,438	16.4	2,226,928	8.9	2,766,070	11.1	4,355,306	17.6
3 北塩原村	3,079,155	550,167	17.9	1,422,465	46.2	2,938,154	526,829	17.9	434,478	14.8	531,150	18.1	160,106	5.4	372,726	12.7	346,780	11.8	566,085	19.3
4 西会津町	6,416,301	611,757	9.5	2,975,272	46.4	6,165,549	920,171	14.9	1,039,515	16.9	661,047	10.7	386,461	6.3	800,044	13.0	1,021,899	16.6	1,336,412	21.6
5 鷺穂町	3,777,589	594,344	15.7	1,574,827	41.7	3,650,215	625,368	17.1	625,327	17.1	429,049	11.8	163,198	4.5	694,396	19.0	443,992	12.2	668,885	18.3
6 猪苗代町	8,239,274	1,833,962	22.3	3,235,824	39.3	7,891,364	1,489,858	18.9	1,239,095	15.7	1,102,879	14.0	598,501	7.6	998,506	12.7	937,494	11.9	1,525,031	19.2
7 会津坂下町	7,486,061	1,630,772	21.8	2,844,606	38.0	7,199,790	1,251,058	17.4	1,111,699	15.4	1,031,960	14.3	691,573	9.6	1,182,866	16.4	542,017	7.5	1,388,617	19.4
8 黒川村	2,911,523	338,571	11.6	1,191,179	40.9	2,796,500	493,657	17.7	529,495	18.9	403,089	14.4	171,593	6.1	292,085	10.4	441,077	15.8	465,504	16.7
9 耶麻町	4,721,884	403,604	8.5	1,952,825	41.4	4,540,661	568,651	12.5	526,082	11.6	455,235	10.0	116,825	2.6	478,114	10.5	1,801,282	39.7	594,472	13.1
10 三島町	3,042,936	173,702	5.7	1,179,208	38.8	2,814,316	376,642	13.4	423,364	15.0	204,614	7.3	60,676	2.2	228,440	8.1	955,744	34.0	564,836	20.0
11 金山町	3,251,732	548,363	16.9	1,527,868	47.0	3,058,466	522,671	17.1	485,036	15.9	311,963	10.2	73,531	2.4	491,753	16.1	557,941	18.2	615,571	20.1
12 磐前村	2,016,731	93,738	4.6	1,268,804	62.9	1,924,059	305,471	15.9	268,877	14.0	336,327	17.5	47,735	2.5	192,478	10.0	369,839	19.2	403,332	20.9
13 会津美里町	11,982,948	1,629,739	13.6	5,075,547	42.4	11,587,553	1,617,243	14.0	1,953,232	16.9	1,314,581	11.3	1,158,403	10.0	1,180,252	10.2	1,687,135	14.6	2,676,707	23.0
町村計	56,928,134	8,408,719	14.8	24,248,425	42.6	54,566,627	8,697,619	15.9	8,636,200	15.8	6,781,894	12.4	3,628,602	6.6	6,911,660	12.7	9,105,200	16.7	10,805,452	19.8
計(若松除く)	82,310,041	13,264,821	16.1	34,129,821	41.5	79,492,827	12,917,690	16.3	12,706,298	16.0	9,973,583	12.5	7,724,040	9.7	9,138,588	11.5	11,871,870	14.9	15,160,758	19.1
会津地域計	133,043,744	28,652,262	21.5	44,488,450	33.4	128,526,585	20,631,252	16.1	18,624,265	14.5	15,187,454	11.8	20,841,018	16.2	13,385,274	10.4	16,698,291	13.0	23,159,031	18.0
福島市	126,126,494	40,855,149	32.4	12,957,770	10.3	119,718,262	16,795,770	14.0	29,143,282	24.3	9,430,841	7.9	24,557,637	20.5	8,275,872	6.9	15,434,276	12.9	16,080,584	13.5

出典：「福島県市町村要覧2021」

【指針3】災害等危機への対応

自然災害や感染症等、地域の危機に迅速・的確に対応し、地域住民の生命と財産を守ってまいります。

- 会津地域は、平成23年7月新潟・福島豪雨災害により、非常に甚大な被害を受けました。その後、全国各地で、住民が避難しなければならない規模の自然災害が、毎年発生し増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症のように、今後も新たな危機が生じる可能性を否定できません。
- こうした中、会津地域の人口は、今後とも年々減少していくと予想しています。しかし、神奈川県よりも広いという広大な面積には変わりはなく、その中で危機対応をしなければなりません。
- デジタル技術がどんなに進んでも、「住民の生命と財産を守る」という自治体行政の使命は不変です。それを広域でどう対応するのか。広域連携による災害対応においてデジタル技術をどう活用していくのか、検討を進める必要があります。例えば被災情報でも、各市町村と県を結んだ災害速報掲示板等を設け、スマートフォン撮影動画などもリアルタイムに共有できれば、各市町村間及び県と各市町村の連携や早期初動対応に効果的と考えます。
- また、会津地域の場合、各自治体とも、少ない職員で災害等の危機に対応しなければなりません。
- そうした中、表3のように、勤務自治体と居住自治体が異なる職員も多く、災害の規模や状況によっては、居住地から勤務自治体に登庁することができない場合もあります。そうした非常時の場合には、居住自治体に登庁し、広域連携として災害対応に当たるとも、事務処理の共通化や共同化を図っていれば可能となります。
- 特に、人口密度が非常に低い地域での安否確認や避難誘導、災害後の生活支援等などのようにデジタル技術等を活用するのかを検討し、実行していく必要があります。

【指針4】情報・データの有効活用と個人情報の管理

住民の皆さんから得た様々な情報をデータとして有効に活用しながら、住民サービスの充実を図ってまいります。また、十分な情報セキュリティ対策を講じるとともに、個人情報を適切に管理してまいります。

- 事務の効率化として、紙の廃止（ペーパーレス）があげられます。仕事における紙の消費削減は、エコ・オフィスの観点から重要な取組です。しかし、DXの議論の中での問題の所在は、紙を基本にしている場合に、自治体が保有する情報が、十分にデータ化（電子化）されていないという実態です。データ化されていないと、そのデータを活用し住民サービスの充実に役立てることができず、貴重なデータが死蔵されてしまうことを問題視しています。決して、紙を使った事務の全てが問題なのではありません。
- また、自治体が保有する情報を分析して施策に反映する際、電子化された情報と紙に記された情報を比較すると、電子化された情報の方が分析に要する時間が短くて済むと

いう利点もあります。そのため、紙の廃止（ペーパーレス）を進める必要があります。

- よって、紙の廃止（ペーパーレス）に取り組む場合には、併せてデータを活用できるシステムの構築をしていかなければその廃止した意味はありません。行政事務で得た情報がどのように活用されて住民サービスの充実につながるかを考えることが重要です。つまり、これまでのように情報を保存するだけではなく、オープンにして活用することを前提に情報をとり電子データ化していくことも求められています。その上で、どのような内容や方法で標準化や共通化を図るべきかという検討になります。
- また、簿冊ではなくファイリングシステムを活用するなどのデータ管理の効果的手法等についても検討し、実践していかなければなりません。併せて、職員の情報リテラシーの向上を図る必要もあります。
- さらに、データや科学的な証拠に基づく施策立案（EBPM）を進めていく必要があります。自治体政策において、自分の自治体が現在どのような状態にあり、将来どのような状態を目指すのかという視点が重要で、そのためにはデータ化は欠かせません。
- なお、こうした取組を進めていくと、例えば、地理情報システム（GIS：Geographic Information System）のようにデータを一元化し、住民にとって有益なデータを公開して各々が判断できるようになると、台風が近づいたときにスマートフォン上にハザードマップを表示して安全な避難先に誘導するようなサービスを提供することなどが可能となります。
- 自治体DXを進めるための前提として、自治体が保有する個人情報には確実に守られなければなりません。事務の遂行に当たり保護すべき情報は何か、個人情報が流出した場合にどのような問題が生じるか等を考慮し、様々な角度から個人情報を保護するための方策を講じる必要があります。
- 個々の住民の利便性が高まれば高まるほど、扱う個人情報の量は多くなり、講ずべきセキュリティのレベルも高まります。その利便性と個人情報保護のバランスは重要な視点です。したがって、行政サービスの充実に併せて、その情報管理やセキュリティ対策は、リアルタイムで適切に対応していかなければなりません。
- そのため、自治体職員には、個人情報保護法等情報関連法の運用や情報管理・セキュリティ対策ができる能力が求められます。
- 行政情報は、個人情報にあふれています。ゆえに、個人情報に触れるから公務労働としてその事務が行われているともいえます。単純業務だからという理由で、安易に公務外の事務にするのではなく、なぜ、これまで公務労働であったのか、どのような情報を扱っているのか、人権等への配慮は欠けていないかなどの視点で熟慮する必要があります。その結果、外部委託等をする場合には、個人情報の保護をしつつ、貴重なデータを住民福祉の向上のために有効に活用していくことも考えて、適切な契約内容等の措置について検討をしていく必要があります。こうした検討を重ねることも、行政の質を上げ、住民の健康で文化的な生活を保障する上でも重要なことにつながります。
- また、DXの議論には利便性というメリットだけが強調される傾向にありますが、デメリットの部分にもしっかりと目を向け、どうすればデメリットを克服できるかセットで考え実行していかなければなりません。
- 「自治体が保有する情報を分析して、住民の福祉の向上に資する施策を構築すること」、

これが自治体DXを進める意義です。ここに、自治体間の良い意味での競争が生まれる余地があります。他の自治体と差別化した手厚い行政サービスを展開し、住民登録上の人口の増加に加え、交流人口・関係人口を増やす方策にもつながると期待されます。

【指針5】広報広聴の強化と説明責任

住民の皆さんにわかりやすく、情報を的確に伝えてまいります。また、住民の皆さんの声を良く聴き、説明責任を果たしながら、政策を決定してまいります。

- 「行政は広報なり」とも言われます。自治体職員には、住民に伝わるように伝える能力が重要であります。
- 特に、自治体DXでは、スマートシティ、スーパーシティ、RPA (Robotic Process Automation) やBPR (Business Process Re-engineering) などのカタカナ語や横文字が多用されます。一般的でない言葉について分かりやすく伝えないとサービスの受け手である住民には理解できず、届きません。例えば、RPAは「業務自動化 (RPA)」、BPRは「業務再構築 (BPR)」と説明すれば、住民や関係者に伝わり、議論が深まります。
- また、住民に自治体変革の状況を適切にわかりやすく伝えることが重要です。自治体DXの効果が住民福祉の向上にあるのだから、何がどのように変わり、どのように生活等が良くなるのかをわかりやすく広報していくことが大切です。
- さらに、Twitter、Facebook、Instagram、LINE等、様々なSNSに応じた広報の仕方が必要です。スマートフォンでは、主に縦の画面で情報に触れることが多くなります。これまでは、パソコンで閲覧するホームページなど、横の画面を意識して作成していた情報について、今後は様々な閲覧環境に対応できるように工夫をしていくことが必要です。
- 加えて、効果的な広報をするためには、広聴能力も高めなければ効果的広報はできません。今後、AI (人工知能) を活用した広聴がますます盛んになるとは思われますが、それをどう効果的に自治体施策に位置づけ、住民の生の声を聴き、説明責任を果たしながら事業化していくのかが問われてきます。

【指針6】新しい課題への対応

時代や状況の変化に応じて、新しい課題が生まれることがあります。それらに迅速かつ弾力的に対応するとともに、状況に応じた柔軟な対応をしてまいります。

- 自治体DXは、国において改革期間を示されているものの、そう簡単に実現できるものではありません。行政事務の一つ一つに課題があり、その障壁の高さや解決までの道のりは違ってきます。
- コロナ禍で体験したように、住民の皆さんとこれまで膝を交えて対話することが一番丁寧な意見聴取の手法であったものが、状況の変化で一変しました。
- 今後も取組の進捗状況や経済社会情勢の変化などにより、更に良い方法があればそれ

を活用することや、場合によっては方向転換を迫られる場合もあります。

- スピード感をもって取り組むものは、スピーディに、腰を据えて取り組むべきものは、じっくりと腰を据えて進めてまいります。
- 大事なことは、進行管理をしっかり行い、進捗状況を住民の皆さんに「見える化」していくことです。

【指針7】新たな住民参加の場の確保と仕組みづくり

SNSやリモート会議の普及等により、新たな住民参加の場を整備する必要があります。また、SNSによる新たなコミュニティの形成や会津地域に関わる様々な方々が、会津地域の行政に参加できるよう、住民参加の機会の確保やその仕組みづくりを進めてまいります。

- 自治体DXが必要になってきた背景の一つには、様々なコミュニティが生まれてきたことがあります。これまでは、自治体が住民と対話する場合には、町内会、PTA、老人クラブ、学校、企業、団体等の組織を窓口にして、それぞれの構成員の意見を集約することによって広報・広聴を行い施策に反映してきました。
しかし、現在は、環境や子育て、福祉などのある一定の課題をテーマとしたコミュニティが生まれてきました。また、SNS等の普及により、SNS等の中で交流しているメンバーによるコミュニティなど、従来とは異なる様々なコミュニティが生まれています。そのコミュニティの構成員は、自治体の住民に限りません。
- 例えば、猪苗代湖の保全のためには、猪苗代町の住民以外にも猪苗代湖の環境を大切にしたいという様々な方々が、町内外、県内外から多数参画しています。会津の農産物を応援しようというインスタライブを開催すれば約24,000人が視聴し、多くの方々からコメントを寄せられたということもありました。これも一つのコミュニティです。また、町内会に属していない任意の団体からその地域の課題について問題提起をしていくことがあります。しかし、その任意団体の構成員はその地域の住民に限らないという場合もあります。
- さらに、自治体への意見・提案の仕方も変化しています。以前は、投書、電話が主流でしたが、近年、それにメールが加わりました。最近では、FacebookやTwitterへのコメント、YouTube等での動画配信時の書き込み等が多くなりました。これらの御意見を寄せられる方々は、自治体内に住所を有しているとは限りません。自治体が用意したSNS等に参加し意見を言われた方々は、そのSNS上で構成されたコミュニティの一員になります。自治体は、こうした意見等を寄せられる方々にも真摯に対応しなければなりません。
- このように、私たち自治体職員が施策を構築するに当たって対話するコミュニティが多彩になっています。議会や様々なコミュニティからの意見を踏まえ、住民福祉の向上に最適な施策は何かについて、自治体職員は常に考える必要があります。
- 「はじめに」で述べたように、真の地方自治が確立に向けて、「様々な住民参加の方法によって、その合意形成を図って行く仕組みを構築し、住民一人一人が、生き甲斐をもって幸福に暮らせる地域社会、個々の住民が自分らしく生きることができる社会」を構築していかなければなりません。

- そのために、すでにある住民参加の仕組みをより多様化し、充実しなければなりません。現在でも、地方自治法で規定された住民監査請求や住民訴訟等のほか、パブリックコメント、各種審議会等への公募委員、住民説明会などの住民参加の仕組みはあります。これらに加えて、デジタル技術の活用による住民が自由に議論する場を構築し、自治体の施策に住民の意見が反映できる仕組みづくりも進めてまいります。
- 例えば、会津地域 13 市町村ごとに、住民参加型で政策形成できる場（プラットフォーム）のようなものを整備するののも一つの案です。そうした仕組みづくりに当たっては、SNS 等での誹謗中傷や無責任な書き込みへの対策を合わせて講じることや、議会の権限との整合性にも留意してまいります。
- これまでも国や自治体の財政状況は決して良いものではありません。その中で、現在の新型コロナウイルス感染症への対応により、国は多くの借金を抱えています。コロナ禍の中、感染対策として独自に対応した都道府県や市町村もそれぞれに厳しさがあります。今後、そうした厳しい財政に対して、人口減少が進む中で、どう対応しながら健全な自治体財政を構築していくのかということは大きな課題です。自治体DXは、それも見据えたものとして進めていかねばなりません。これは重要な視点です。
- 自治体では、どのように地方財政を健全化させ、地域経済を活性化させていくのか。これらの課題には、住民の行政への参加の仕組みを作らないと対応が難しくなります。
- このように、人生 100 年時代に向けた地域づくりにあたって、住民参加型行政システムの構築は重要です。したがって、従来からの住民参加の仕組み、デジタル技術を活用した住民参加の仕組みを併用しながら進めて行くことが大切です。
- 自治体行政の課題は、住民の中にあり、そこに解決策もあります。住民参加の仕組みの実効性を高めていくためには、行政DXの推進によって生み出された時間を活用して、自治体職員がもっと住民の中に出ていく必要があります。積極的に住民の意見を聴く姿勢がないところに、住民参加の機運は醸成されません。自治体職員が住民の中にとけこんでいくことによって、住民とともに考え、ともに汗をかきながら地域づくりを進めていくことができます。

【指針 8】 職員の働き方改革

職員が、住民の皆さんに積極的にサービスを提供することに生きがいを持ち、わくわくして働き、目の前の課題に果敢にチャレンジしていけるよう、職員の働き方改革を進めてまいります。

- 自治体DXを成し遂げ、それを実行するには、自治体職員がその持てる能力を十分に発揮できるよう、働き方改革への取組も併せて必要です。
- 自治体職員は、地域住民の幸福や地域社会の発展を願い、それに自ら貢献していきたいという思いを抱いて、職員になった者がほとんどです。その自治体職員が初心に戻って、わくわくした気持ちで初志貫徹でき、目の前の行政課題に果敢にチャレンジ（挑戦）できるよう、職員の働き方をサポートしていくことが大切です。

(テレワークについて)

- コロナ禍の前は、自治体職員は、住民サービスを提供するという業務の性格上、在宅勤務というのはほとんど行われてきませんでした。自治体におけるテレワーク等の実施が、住民サービスの低下につながってはならないということです。
- そうした中であって、企業誘致や産学官連携などの業務で出張が多い職員などが、仕事の相手方の近くで業務を行う必要性から県外事務所等の出先機関を活用したサテライトオフィス勤務やモバイルワークなどが行われてきました。
- また、職員が結婚、子育て、介護等が必要となったときに、退職という選択にならぬよう、また有能な人材が活躍し続けていけるよう個人のライフステージに合わせて、テレワーク等の在宅勤務を導入することが考えられてきました。
- このように、テレワークには3つの形態（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク）があり、3つの特性と業務との親和性をみながらテレワークの活用を考えていくことになります。
- 例えば、会津地域は神奈川県より広い面積を有することから移動に時間を要するため、出張の移動時間でモバイルワークをする、自宅と勤務地が遠い場合は、近くのサテライトオフィスで仕事することなどが考えられます。
- また、最近増加傾向にある自然災害に対応して、災害時等に行政機能を維持するため、デジタル技術を活用し、あらかじめ出勤しなくても災害対応が可能な仕組みを構築しておく必要もあります。
- なお、テレワークの実施にあたっては、職場との情報交換などで長時間拘束されないよう、労働環境に配慮する必要があります。

(高付加価値業務への集中と新たな役割の発揮)

- デジタル技術の活用による業務の効率化は、より付加価値の高い業務へ職員を集中させることが可能となり、職員が個々の能力に応じた新たな役割を發揮できるようになることが期待されます。
- 例えば、職員が、職員でなければできない住民との対話や、政策立案など自治事務の根幹に関わる業務に集中することができるようになります。
- また、職員の中には、音楽や芸術、文芸等に秀でた能力を有している職員や、茶道・書道・武道等で師範級の職員、宅地建物取引士や中小企業診断士など様々な資格を有している職員もおります。しかしながら、そうした個々人の多彩な能力をいかし切れていないのも現状としてあります。これは人事政策にも一因がある問題ですが、業務効率化を図ることにより、職員のもつ潜在能力を十分に發揮しながら新たな行政サービスの分野でその役割を發揮することが期待できます。

(対面・非対面を併用した効率的な行政運営)

- 平日の昼間は自治体職員と同様に仕事をしているために、役所に出向いて手続きをすることが難しい住民がいます。また、行政との意見交換の場などへ参加したくとも、時間や場所の制約から、なかなか仕事と両立して自治体の意見交換の場等への参加をして

いくことが困難な状況もあります。そこで、対面・非対面を併用した効果的な行政運営をすることで、全ての住民に同じサービスを提供したり、行政との意見交換の場等への参画をより促すことができたりすることが可能となります。

- 窓口業務や相談業務など、対面によらなければ住民サービスを提供できない業務がある一方で、定型的な手続をデジタル化し職員と住民が対面することなく完結する業務があります。
- 例えば、スマートフォンとマイナンバーカードを活用することにより、住民票の交付を非対面により行うことができれば、住民の利便性が向上するとともに、職員の負担が減り職員の働き方改革や新たな行政サービスに職員を充てることにもつながります。
- また、意見交換の場等へこれまでより多くの住民の参画が可能となると、住民の意見を反映したよりきめ細かな住民サービスの提供が可能となるとともに、職員の政策立案能力の向上にもつながります。

(意思決定と責任の所在の明確化)

- 押印廃止も話題になっています。押印の仕組みが、申請等の行政手続をデジタル化する上での妨げになるとの論調が多いです。良く言われるようにハンコが問題ならばデジタル押印にすればいいだけのことですが、この押印問題の本質は、意思決定と責任の所在の明確化の話です。実質的には、誰が、いつ、どう意思決定したのか、責任の所在はどこにあるのかが重要なのです。
- 窓口業務では、本人の意思表示として明確に確認できるかという問題です。本人の意思確認をどう簡潔に的確に行うかという視点での検討が求められます。
- 行政内部事務上の問題は、最終決裁までのチェック項目や確認者が多く、その確認者の意思表示を押印で行っていることにあります。こうしたチェックや役職による確認を如何に合理的かつ迅速に行え、責任の所在を明確にするかが、効率化の最大の課題です。
- 要件に該当するか否かだけの機械的な判断ならば、デジタル技術により対応可能です。また、最終意思決定にかかるまでの事務処理を減らすことも重要です。要は、政策形成過程での合意形成と意思決定をデジタルで如何に効率的に行い、責任の所在を明確にするかの検討になります。

(職員の学びをサポート)

- 自治体DXが進み、単純な作業がデジタル技術で効率化が図られることにより、より付加価値の高い業務へ職員を集中させることが可能となります。同時に、個々の自治体職員には、より高度な事務能力や専門的な知識、技術等が求められ、更なるスキルアップを図っていかねばなりません。
- 個々の自治体職員も、現状に甘んじることなく、自らの能力向上を図ることが絶えず求められる時代になってきたことに気づく必要があります。
- よって、社会人大学院への進学や資格試験の受験、各種勉強会・研修会への参画などスキルアップのためのサポートも必要です。

【指針9】 デジタル格差の是正

行政DXを推進するに当たり、デジタル技術を活用できる住民とそうでない住民がいることから、デジタル技術をうまく活用することができない住民であっても受ける行政サービスに格差が生じないように対応します。また、行政DXの推進により、新たな地域格差が生じないよう取り組んでまいります。

（「デジタルデバインド」等のデジタル格差の是正）

- インターネット等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間にもたらされる格差のことを「デジタルデバインド」といいます。
- デジタルデバインドの問題については、高齢者の問題として取り扱われることが多いです。高齢者の場合、デジタル機器に接する機会が少ないことからの苦手意識や抵抗感があったり、加齢による身体的機能の低下などの身体的理由により、デジタル技術をうまく活用できない方もいます。
また、これらのことは高齢者に限ったことではありません。全ての年代において共通にいえることでもあります。
- このような認識に立つと、行政DXを推進することにより、身体的理由やデジタルツールに対する苦手意識・抵抗感・経験不足などにより情報通信技術を使いこなすことができない住民と、それらを使うことができる住民との間で、受けることができる行政サービスに差が生じることは許されないと考えます。
- そのため、身体的理由等によりデジタル機器の使用に支障がある住民や、デジタルツールを苦手とする住民等に対しては、職員がきめ細かくに対応することにより、すべての住民に同じ水準のサービスを提供します。
- また、外国人住民に対しても、多言語化による対応などにより、言葉の問題などで、本来受けることができる行政サービスを受けられなくなるというような問題が生じないよう対応してまいります。
- 全ての住民がデジタル技術の利点を実感しながら活用していけるよう対応してまいります。

（新たな地域格差の是正）

- 行政DXの推進によって、新たな地域格差が生じたのでは、自治体DXを進める意味はありません。ただし、その進展のスピードは地域の実情により若干の差が出てしまうことも想定されます。その場合は地域の住民と情報を共有し相互に理解しながら進めて行く必要があります。行政DXの推進にあたっては、各地域の実情をしっかりと把握し、スケジュール感を住民と共有しながら、新たな格差が生じないよう進めてまいります。

(2) 地域社会DX

【指針10】安全で安心な生活を支える仕組みづくり

デジタル技術をはじめ、あらゆる手法を活用し、教育、健康福祉、自然災害、消防・防災、生活交通等、安全で安心な生活を支える分野において、住民の皆さんが健康でいきいきと自分らしく家族や大切な人とともに暮らしていけるよう進めてまいります。

【教育】

- 教育の現場において、ICTを活用した学校教育が推進されています。児童・生徒に一人一台の端末が整備されるなどの環境整備が進められています。教育の分野でのICTの活用は重要な施策です。
- ここで大切なことは、あくまでもICT端末の導入は手段であって、目的は、子どもたちが変化の激しい時代にあってもその変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の担い手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を一層確実に育成していくことです。
まさに、今の子どもたちが、人生100年時代を生きていくために必要な知恵と人間性を身につけることができる教育が求められています。
- また、子どもたちがICTを適切かつ安全に使いこなし、インターネットからの情報や事象を正しく理解し、適切に判断、運用していくことができるよう、情報活用能力を育成していくことも重要です。子どもたちが情報のメリット・デメリットについて理解し、誹謗中傷などの行為を行わないことや万が一トラブルに巻き込まれた際の対処方法等を身につけることで、SNS等でのトラブルや犯罪に巻き込まれない自立性を育むことが求められます。
- ICT技術を活用した教育を推進することにより、災害や感染症等の発生による学校の臨時休校時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現することが可能となってきます。また、オンラインという手法を活用することで、教育の質の格差を縮めていくことも可能となりました。
- さらに、自治体を越えて広域連携で対応することにより、例えば小中学校においても、会津地域内外の学校連携による合同授業を対面やオンラインを併用して行うなど特色ある学びが期待できます。
- 学校と地域の連携や協働の推進を図り、地域住民とともに、自然環境や歴史・伝統文化など地域資源をいかした特色ある教育を実践することで学校を核とした地域づくりが期待できます。

【健康福祉】

- 妊娠から子育て期に至るまでの健康や育児に関する相談など、きめ細かな支援を行うとともに、子どもの安全で安心な場の提供を進めます。
- データに基づく健康管理、医療情報ネットワークなど、デジタル技術等の利点をいかし、住民の健康増進を図ってまいります。また、医療や介護、福祉の分野で、医療関係のロボットやアプリ等を効果的に活用することで、健康回復等への取組も進めてまいります。
- 地域医療や在宅医療の確保・充実、地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携が図られ、100歳まで健康で自宅で過ごして家族に看取られて自分らしい人生を終えられるような生き方が期待できます。
- デジタル技術の活用した農産物生産管理「認証GAP」や食品衛生管理「ふくしまHACCP」の導入が促進され、農産物、食品の安全性確保と風評払拭が図られます。

【自然災害、消防・防災対応】

- デジタル技術を効果的に活用し、平常時からワークショップ等でハザードマップ等の最新の災害情報を地域と共有しつつ、災害が予測される時には、気象情報、道路河川の情報等を迅速的確に知らせるとともに、避難にかかる情報も迅速に提供してまいります。
- デジタル技術を活用した効果的な除雪の実施や除雪状況の可視化、豪雪地域における孤立集落の解消など、安全で安心な冬期間の生活を支えます。
- 発災時には、ドローンや最新のIT技術等を用いて情報収集をすみやかにを行い、救助・捜索など迅速な対応をしてまいります。
- 空き家の増加による防災や防犯などの課題解決についても、デジタル技術を活用するとともに、空き家を移住促進につなげる仕組みなど、危機対応から地域活性化へ変革していくことにも挑戦してまいります。
- 仮想現実の技術であるVR (Virtual Reality) などのデジタル技術を活用し、日ごろから災害を想定した訓練に役立てるとともに、防災意識の向上を図ります。

【生活交通】

- 今後のデジタル化の進展による社会変革がもたらされると、現在のように、決まった路線を定期的な時刻表の中で動かすべきなのかということが問われてきます。例えば在宅医療の推進などは、これまでのサービスを受ける者がサービス提供者のところに集まるという構図が、逆になります。さらに、オンラインでの商品の購入が進むと公共交通機関で遠方まで出かけてショッピングする機会が減るということも予想されます。
- 広大な面積の会津地域では、公共交通をどのように維持し、どのように運行したら良いのかという難しい課題があります。地域の実情に合わせてコミュニティバス等の導入をすることや、その他のデジタル技術を活用した新たなモビリティサービスの活用などを検討してまいります。

【指針 1 1】持続可能な社会の形成

デジタル技術や環境技術など、あらゆる手法を活用し、地球温暖化への対応やSDGsへの取組、エネルギー等の分野において、社会、環境、経済が循環する持続可能な社会の形成に向けて取組を進めてまいります。

- デジタル技術を活用して、地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素の排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする脱炭素社会への取組を進めてまいります。現在、様々な技術革新が進められていますが、省エネ対策やゴミの減量化、食品ロス等への取組等、生活環境の面からの取組なども進めてまいります。
- また、デジタル技術を活用した、地球温暖化に適応した農業の実証研究などを進め、持続可能な農林水産業の実現を図ります。
- 学校におけるSDGs教育の取組や、SDGsへの地域の取組と教育旅行やワーケーションと連携した旅行商品を造成し、SDGsの学びを深めるとともに、交流人口・関係人口の拡大を図ります。
- その他SDGsが掲げる17の目標と169のターゲットの視点に立った地域づくりに向けて、デジタル技術等あらゆる手法による取組を進めてまいります。
- 全国的にも深刻化している廃棄物処理問題への対応を進めるなど、美しい環境を守り育ててまいります。
- 国立公園・国定公園・県立公園をはじめ、裏磐梯や猪苗代湖、阿賀川、只見川などの水環境、美しい田園空間、森林など、自然環境の保全に努めるとともに、素晴らしい自然遺産を、デジタル技術を活用して効果的に国内外へ発信してまいります。
- 豊富な水資源や森林をいかした小水力発電、木質バイオマス発電、地熱発電、風力発電等、再生可能エネルギーによる発電を地域住民の理解を得ながら進めてまいります。また、デジタル技術を活用して、効果的なエネルギー使用に努めるとともに、再生可能エネルギーによるエネルギー需給の拡大を進めてまいります。
- デジタル技術や環境技術等を活用した持続可能な地域運営の仕組みづくりである「小さな拠点づくり」を推進し、集落等が実施する鳥獣被害防止対策や地域維持のための共同活動を支援しながら住民交流の場をつくるなど、将来的には各拠点が地域課題解決の核となるよう育成を図ってまいります。

【指針 1 2】産学官連携による新技術等の創出

デジタル技術や環境技術等を実装できる環境を用意し、企業や大学・研究機関等の積極的な進出を促し、産学官連携による新しい技術等の創出への挑戦を支援し、地域の活力を高めてまいります。

- 会津地域には、急激な人口減少と少子高齢化が進む地域と、高齢化率が会津地域の他自治体と比較して低いコンパクトに都市機能が集中している会津若松市があり、新技術等の実証や実装に適した環境が整っています。また、国立公園等の自然公園、全国有数

の観光地、県内でも交流人口が多い地域という特徴を有していることなどからも様々な社会実験の適地であるといえます。

- この中で自治体DXを進めて行くに当たって、会津大学をはじめ、国内外の大学等の学術研究機関や企業等と連携協力し、デジタル技術や環境技術等を実装していくことは、改革の実効性を高めていくために非常に有効であります。
- また、こうした産学官連携を進めることで、新技術や特許等の新しい価値の創出につながることを期待されるとともに、新たな地域資源になるとも考えられるため、産学官連携に取り組もうとする企業の会津地域への進出等を支援してまいります。
- さらに、ICTを活用した新サービスやビジネスモデルの開発支援など、デジタル社会を先導する取組を推進してまいります。

【指針13】地域産業の活性化

会津地域を支える農業や伝統産業をはじめ、建設業、製造業、観光業等、地域の産業において、デジタル技術や環境技術等を積極的に活用した異業種交流や学術研究機関等との連携協力による新技術等の創出への挑戦を支援し、地域の活力を高めてまいります。

- 会津地域は、農業をはじめ、清酒、味噌・醤油、陶磁器、木工品などの伝統的な地場産業が盛んです。加えて、電子部品・デバイス・電子回路関連産業、医療用機械関連産業等が集積しています。また、雪の多い会津地域では、除雪を含め災害復旧など建設業の果たす役割は非常に大きいです。
- さらに、全国有数の観光地であり、宿泊、飲食・サービス業など観光関連産業が集積しています。
- こうした地域の産業において、デジタル技術や環境技術等による異業種交流や学術研究機関等との連携協力による新しい技術等の創出への挑戦を支援し、地域の活力を高めてまいります。
- 漆器、陶磁器、木工品などの伝統工芸品や日本酒をはじめ地域資源を用いた酒類など、地域産業の技術継承と後継者育成に加え、国内外への情報発信や更なる地域ブランド力の向上・販路拡大などによる産地育成にも、デジタル技術や環境技術などを積極的に活用してまいります。
- 農業における人手不足や高齢化を克服するため、ICT、ロボット、人工衛星データを用いた省力化などのスマート農業の実践を図り、また、研究機関・企業と連携し、これまでの経験や勘に頼っていた栽培技術を可視化し、若い農業者への技術伝承を図ってまいります。

【指針14】交流人口・関係人口の拡大

地域の歴史文化など地域の宝を磨き、将来に向けて利活用を進めるとともに、各産業が連携して文化観光施策を展開し、交流人口・関係人口の増加に取り組んでまいります。

- 地域の文化は、豊かな自然を背景に、豊かな農作物や水産物がとれることで、農林水産業がその地域の基幹産業となり、やがてそれらがその地域独特の自然環境の中で発展しながら独特の食や工芸等が生まれ、地域の文化として育まれてきました。さらに、それらが製品化され、特産物、民芸品等として売られてきたように、地域文化は、古くから交流人口や関係人口の増加に寄与する重要な要素であり、地域経済の持続的発展を可能とするための必要な要素でもあります。
- 会津地域では、古くから独特の歴史や文化が育まれ、伝統的な地域の産業が発展してきました。また、会津地域には、国立公園として「磐梯朝日」、国定公園として「越後三山只見」があるように、世界に誇る大自然と美しい景観があります。
- こうした、会津の自然や歴史、文化、地域産業などの地域の宝をいかし、教育旅行の再興や、JR只見線、JR磐越西線、会津鉄道、野岩鉄道の利活用促進による広域観光、マイクロツーリズム、ヘルスツーリズム、グリーン・ツーリズムなどにもデジタル技術等を活用し、観光施策を進めてまいります。
- さらには、県内でも利用者が多い道の駅や観光地などを活用しながら、地域の文化や歴史遺産などの地域の宝をデジタル技術の活用により効果的に発信するなど、観光施策の積極的な展開により、交流人口・関係人口を増やしてまいります。

【指針15】文化芸術の振興、多様な働き方、新たな地域活性化

デジタル技術等を活用した文化芸術の振興や多様な働き方・生き方が可能となる社会づくりを進めるとともに、新たな地域活性化への取組を推進します。

- 文化は、人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、より質の高い経済活動を実現するとともに、科学技術や情報化の進展が、人類の真の発展に貢献するものとなるよう支えるものです。
- 縄文時代から続く会津地域ならではの暮らし、歴史、伝統文化や風習等を守りいかし、後世に残していく必要があります。地域力の維持及び発展に向け、更には世界的な競争力を持って地域の宝を磨き上げていくためには、個々の文化や風習がとても重要になってきます。
- 地域に住む人々と会津という地域を主人公とした暮らしや文化・歴史・風土からの発

見を起点として、会津全域を丸ごと大きな生きた博物館に見立て、それをデジタル技術等を駆使して施設を持たないネットワーク型の博物館を立ち上げるなどの取組を支援してまいります。

- また、新しいデジタル技術を活用したオンライン図書館やオンライン美術館などの取組を通じて、誰でも、どこでも地域の文化芸術に触れられる環境の整備を支援します。
- さらに、地域の文化芸術を効果的に発信するとともに、文化・芸術やeスポーツなどがより身近なものとして、感動や楽しみを共有できる場を創出してまいります。
- 加えて、男女ともに働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進、女性を対象としたプログラミング教室の開催等、女性活躍に向けた施策を推進するなど、地域における魅力ある多様な就業機会を創出してまいります。
- デジタル通貨導入など、新たな手法による地域経済活性化の検討等を進めてまいります。

【指針16】情報インフラの整備

情報インフラは、人生100年時代を幸せに生きるためのライフラインとして整備促進を図ってまいります。

- 情報インフラは、電気・ガス・上下水道・廃棄物処理・道路等と同等のライフラインであるため、Wi-Fi、高速・大容量の移動通信システム等の情報通信環境の整備を促進してまいります。
- また、大規模災害に備えた情報通信インフラの強靱化を図ってまいります。

【指針17】デジタル人材の育成

人生100年時代を自分らしく豊かに幸せを実感しながら暮らしていけるよう、サポートするデジタル人材を育ててまいります。

- 人生100年時代を幸せに暮らしていくためには、自治体職員やIT企業の他にも、地域の中でデジタルを活用できる人材を育成し、効果的な様々なアイデアを実現していくことが必要です。
- 例えば、ビッグデータを収集・分析して新しい発見や効果的なサービスを生み出すことや、ウェブを活用して伝えたい情報を最適な相手に的確につなげることができるデジタルマーケティングなどの人材が求められており、そうした人材を育成してまいります。
- これらの人材の育成に当たっては、会津大学やIT関連企業等との産学官連携などにより進めてまいります。
- さらには、住民の中でもデータや科学的な証拠に基づく施策立案（EBPM）ができる人材を育成します。

【指針18】多様性の尊重

障がいのある方や外国人住民の皆さんをはじめ、多様性を尊重し、誰もが、不自由なく楽しく過ごせるよう、一人一人の人権を大切にするとともに、様々な支援を必要とする人への環境整備を図ります。

- 多様な価値観や異なる文化的背景を抱える人との関わりが増える中で、共有できる部分を見つけ、共感を広げていくことがますます必要になってきます。多様な価値観や文化的背景をお互いに認め合い、対話し、協力し合っていく中で、共に生きる方法、課題を解決する方策などが生まれてきます。そうしたコミュニケーションを深めるために、デジタル技術等を効果的に活用して「多様性を地域の力に変える」ことも、この会津で実践し、発信していくことが大切です。
- 障がいのある方に対する支援は、人的な支援だけではなく、デジタル技術等を活用した建物のバリアフリー化などのインフラ整備やユニバーサルデザインの取組を推進することで、障がいのある方が不自由なく幸せに暮らすことができる地域社会の形成を図ってまいります。
- 例えば、スマートフォンが盲導犬の代わりになる技術の開発やインフラ整備など、障がいのある方に対するデジタル技術について、会津大学や地元のIT企業等と連携して取り組んでまいります。
- 会津地域には、現在約1,400人の外国人住民が住んでおり、年々増加傾向にあります。外国人の誰もが地域で安心して暮らせる環境を整備するとともに、一人一人が様々な文化や考え方を理解することが重要です。
- このため、新たに交流イベントや意見交換会を通じて外国人住民の主体的な社会参画を促しながら地域住民等とのネットワークを構築し、互いの理解を深めるなど、共に支え合える持続可能な活力ある多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
- また、コロナ禍における外国人住民への支援では、外国人コミュニティへの訪問や出前講座、SNS等を通じて新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行っていることや、19言語に対応した専用電話や技能実習生等のニーズに応えたLINE通話による相談対応などを行っています。このように外国人住民に必要な情報の提供や相談対応等にきめ細かに取り組んでまいります。

4 会津地域自治体広域連携を推進する上での検討課題について

会津地域における広域連携により、自治体DXを推進していく中で、以下の課題について、「会津地域課題解決連携推進会議」等を活用し、併行して議論を進めていく必要があります。

(1) 非対面のオンライン手続を推進することでの課題

- これまで、窓口での対面による手続は、住民との会話の中で職員に様々な気づきがあり、柔軟に対応してきました。
- 例えば、住民が金銭問題で相談に来た場合でも、時間をかけて相談を受けている間に、その背景に浪費する家族がいるとか、認知症の家族が勝手に買い物をしてしまったりとか、問題の本質が相談者の当初の認識とは異なることにあるという気づきができるなど、効果的な行政相談が行われております。
- また、住民の中には、職員と対面で会話をしながら手続をしたい、職員と対面で相談したいという希望を持つ方も少なくありません。
- 非対面によるオンライン手続は、複雑な相談や定型化されていない業務には向かないことや対面を希望する住民もいることを認識し、業務の内容を十分に精査してオンライン手続を導入していく必要があります。
- こうしたデメリットをどう克服していくかを検討するとともに、デジタルデバイドとの配慮の仕方についても併せて検討します。

(2) まちづくりの中での役所の位置づけの課題

- オンライン手続やオンラインでの審議会等の会議の実施には、役所に人が集わなくなるという問題が潜んでいます。
- 役所に人が来なくなるということは、近くの商店街、駐車場等の経営にも少なからず影響が出てきます。役所が中心市街地にある市町村は、人の流れが変わることになりますので、中心市街地問題を更に加速させる要因にもなってきます。
- 今後のまちづくりをどのようにしていくのか。役所の利活用をどうすべきか。自治体の中心をどこにおくのか、などの問題への対応も迫られ、住民参加の下での議論が求められます。

(3) 「顔の見える行政」の推進への課題

→ 住民目線での自治体DXの評価点

- これまで取り組んできた「顔の見える行政」について、非対面手続を加速していく中で、どのように推進していくかという課題もあります。
- デジタルの活用によって、手続等をオンラインで行い、サポートもAIチャットなどで対応していくと、窓口での住民と職員との会話が少なくなっていくと思います。
- 「顔の見える行政」が「顔の見えない行政」になってしまいます。顔だけ見られれば、Zoomでも良さそうですが、ここでいう「顔の見える」というのは、肌感覚や雰囲気との共有、共感というアナログ世界のものです。
- デジタルという手段によって生まれた住民の利便性は、行政側には時間と人員の

削減という効果を与えます。その効果をどうアナログの世界につなげ、住民サービスを充実させ、きめ細かな対応によって、住民の皆さんに寄り添った丁寧な「顔の見える行政」を実現していくかが試されます。そこにDXの評価の差が生まれます。

- 自治体DXの結果が、住民の皆さんに評価される状況は、住民の皆さんが次のような実感を抱いたり、住民からの声が聞こえてきたときです。

「いちいち届出に役所に行かないで家で済むようになって良かった」
「スマホで簡単なことは夜中でも（役所に）聞ける」
「今までより、役場職員が街に出てくるので、町の職員と話す機会が増えた」
「県も市町村も住民に足を運んでくれる機会が増えた」
「役場に行くといつでも役場職員と話しながら何でもできる」
「困ったら、役場に行けば話を聞いてくれるから安心だ」
「困った時は町の〇〇さんに聞けばなんとかなるよ」（職員の名前が出てくる）等

以上のような実感を住民がもてたとき、そういう声が住民から聞こえたときに、DXの取組が評価されたときだと思います。そのために、デジタル技術をどう活用していくかということが求められています。

(4) 自治体DXをめぐる法的課題等への検討

自治体DXを推進していく中で、以下のような法的な課題も出てきます。「会津地域課題解決連携推進会議」等を活用し併行して議論を進めていく必要があります。

- 国が行う標準化と自治権の諸問題
- 個人情報保護と地方自治の諸問題
- AIを活用した行政上の意思決定や行政資源の配分にかかる諸問題
- デジタル社会における国・地方関係
- 行政が保有するデジタルデータの利活用にかかる諸問題
- 住民の範囲の捉え方 等

（参考文献：原田大樹「デジタル時代の地方自治の法的課題」『地方自治』No. 884
地方自治制度研究会 2021年 2-26頁）

5 会津地域自治体広域連携の期間等について

(1) 対応期間

令和4年1月21日～令和10年3月31日

※ 国の自治体DX推進計画への対応は、国に合わせ令和8年3月31日とする。

(2) 見直しについて

国の動向や会津地域の広域行政をとりまく状況の変化等、地域のニーズや課題に適宜対応するため、必要に応じて随時見直しを行ってまいります。

6 会津地域自治体広域連携の推進体制

→「会津地域課題解決連携推進会議」（再掲）

「人生100年時代 会津地域自治体広域連携指針」を推進するに当たっては、「会津地域課題解決連携推進会議」（座長：会津地方振興局長）での重点プロジェクトに位置づけ、連携推進会議の下部組織である幹事会及び「会津地域DX推進検討会」並びに各市町村・県出先機関内部での個別具体の検討・調整を行いながら、進行管理を行い実効性を確保してまいります。

7 国の自治体DX推進計画への対応について

国の自治体DX推進計画への対応も含め、以下のスケジュール感で実施します。

【会津地域自治体広域連携による自治体DX推進のロードマップ】

DXのステップ	段階	基礎ステージ	サイロ（縦割り）ステージ	部分的統合ステージ	全体的統合ステージ	デジタル化した社会ステージ
	内容	デジタイゼーション （情報のデータ化）	デジタライゼーション （業務のICT化）			DX（デジタルトランスフォーメーション）
		同時並行		同時並行	同時並行	
国の自治体DX推進計画への対応とその期間		1 自治体の情報システムの標準化・共通化				
		2 マイナンバーカードの普及促進				
		3 自治体の行政手続きのオンライン化				
		4 自治体のAI・RPAの利用促進				
		5 テレワークの推進				
		6 セキュリティ対策の徹底				
		7 地域社会のデジタル化				
		8 デジタルデバйд対策				
会津地域13市町村	段階	基礎段階	部署内役所内段階	複数市町村連携段階	全市町村連携段階	デジタル化した自治体による住民サービス提供
	内容	<ul style="list-style-type: none"> 部・課内の業務の一部を自動化、省人化 アナログからデジタルへデータ変換等 	<ul style="list-style-type: none"> 部署内の縦割り組織内や小規模町村での役所内でのデジタル化 デジタルデータを用いた作業の変革 	<ul style="list-style-type: none"> 役所内のデジタル化はほぼ終わり、複数の市町村間で一部の業務について、標準化・共通化した事務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の市町村間で共同業務の実施と、全市町村間で一部の業務について、標準化・共通化した事務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 会津管内全市町村で標準化・共通化した事務を実施しながら、住民サービスの拡充が図られている
会津地域13市町村のスケジュール		令和2～3年度	令和3～5年度	令和4～6年度	令和7～9年度	令和10年度以降
		<ul style="list-style-type: none"> 業務量調査の実施 現状と課題の把握分析 実証実験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実装に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 先行市町村での業務の標準化・共通化 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村での業務の標準化・共通化 	

▲石角友愛「いまこそ知りたいDX戦略」デイズがアークエンティヴ2021年43頁を参考に会津地方振興局が作成

『人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針』

令和 4 年 1 月 2 1 日策定

＜会津地域課題解決連携推進会議事務局 会津地域DX推進検討会＞

福島県会津地方振興局 復興支援・地域連携室

室 長	高野 武彦	(会津地方振興局長)
副 室 長	須田 真一	(会津地方振興局次長)
主 幹	及川 宗郎	(会津地方振興局企画商工部長)
担当副課長	渡邊 敬志	(会津地方振興局企画商工部副部長)
主任主査	青山真由美	
主 査	本田 茂樹	
副 主 査	安西 洋希	
主 事	三浦健太郎	(三島町派遣)

会津地域DX推進検討会専門家（敬称略）

西会津町最高デジタル責任者 藤井 靖史

磐梯町最高デジタル責任者 菅原 直敏